

第3章 公共空間からの景観づくり

道路、河川、公園などの公共施設は景観を構成している重要な要素であるとともに、区の景観の骨格をつくる景観軸等にも多く位置づけられており、景観に配慮した整備や管理を行うことが必要です。また、公共建築物の建築行為等についても、周辺の景観づくりのモデルとなるよう、先導的に景観配慮を実践していくことが必要です。これらの公共施設について、景観重要公共施設制度の活用とともに、今後策定予定の「公共事業の景観づくり指針」による良好な景観形成に寄与する整備を進めます。

1. 景観重要公共施設制度の活用

(1) 景観重要公共施設の考え方

1) 指定の対象

以下の本区の骨格となる重要な施設を景観重要公共施設の指定対象とします。指定候補となる施設については、景観施策の進捗状況を踏まえながら順次抽出していきます。

- 東京都景観計画で指定されている景観重要公共施設
- 区の骨格となる道路、河川等の公共施設
- 重点的に景観形成を図るべき景観形成地区内にある主要な道路・公園・河川等の公共施設
- 区や地区のシンボルとなっており、良好な景観形成を図る上で重要な公共施設

2) 指定の進め方

景観重要公共施設の指定にあたっては、東京都景観計画に定める景観重要公共施設を引き継ぐとともに、区で管理する公共施設についての指定と、施設管理者である国や都等の他の公共団体等と協議を進め、同意を得たものから順次行います。指定された景観重要公共施設毎に、景観重要公共施設の整備に関する事項と必要に応じて占用許可の基準等を定めます。

3) 整備方針や基準の考え方

指定された景観重要公共施設については、景観形成基準等に沿った整備方針等を定め、景観計画に盛り込んでいきます。施設の整備時だけでなく維持管理や補修等の機会をとらえて景観形成を実現していく必要があるため、整備方針等は対象となる公共施設の計画や事業の進捗状況、維持管理の状況に合わせた適切な内容とし、整備に際しては、施設管理者と協議の仕組みを検討します。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項【法第8条第2項第4号ロ】

本景観計画では、次の景観重要公共施設を指定し、整備に関する事項について定めます。

1) 景観重要都市公園

■上野恩賜公園

上野恩賜公園は、芝、浅草、深川、飛鳥山とともに、明治6年の太政官布達によって日本で初めて指定された公園です。「上野恩賜公園再生基本計画」及び「上野恩賜公園マネジメントプラン」の改修・再整備方針に基づき整備を推進し、特色ある地形や自然、歴史的・文化的な特性を生かした景観の再生を図ります。

■旧岩崎邸庭園

国指定の重要文化財である洋館及び撞球室等について、「旧岩崎邸庭園の保存活用計画書」及び「周期維持管理計画」に基づき、修復・修理等を実施します。また、和洋併置式の庭園部分を改修し、歴史的資源の保全を図ります。

■隅田公園

隅田公園は、大正12年の関東大震災の教訓を生かして、昭和6年に日本で初めての“臨川公園”として誕生した公園です。

浅草地域まちづくり総合ビジョンや台東区新観光ビジョンの「緑と水辺を活かす隅田公園づくり」の方針に基づき、やすらぎ、うるおい、にぎわいのある公園整備を推進し、花の名所としての特性も活かしながら、景観の再生を図ります。



▲上野恩賜公園



▲旧岩崎邸



▲隅田公園

2) 景観重要河川

■隅田川

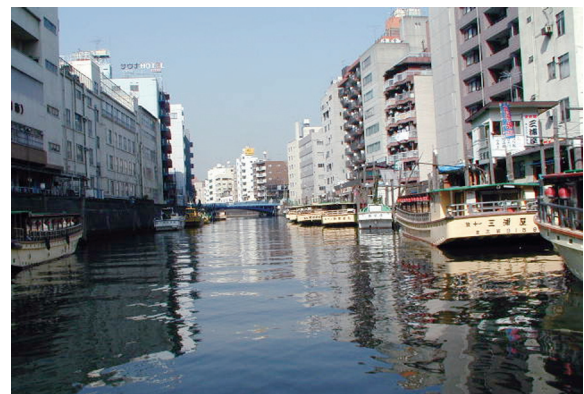
隅田川は、江戸の昔から人々に親まれてきた河川であり、「隅田川流域河川整備計画」に基づき、親水護岸の整備や、テラスの連続化等により親水性を高め、河川を軸とした開放感とともに、美しく、庶民性の中にも品格のある景観を形成します。

■神田川

神田川は、高密度に市街化が進んだ東京を東西に横断する貴重なオープンスペースであり、「神田川流域河川整備計画」に基づき、まちづくりとの連携等により川沿いの親水性を高め、水と緑による景観のネットワークを形成します。



▲隅田川



▲神田川

3) 景観重要道路

■ 浅草通り（特例都道 463 号線 上野駅交差点～駒形橋西詰交差点）

浅草通りは、上野の森と浅草、隅田川を東西に結ぶ広幅員の道路で、シンボルロード整備路線に選定されており、沿道の歴史的・文化的景観資源を活かしながら、地域の代表的な道路を個性豊かな魅力的な道路とすることにより、東京スカイツリーと隅田川、浅草、上野を結ぶ重要な軸として、歩行者が楽しみながら回遊できる景観を形成します。

■ 中央通り（特例都道 437 号線 千代田区境～上野駅ガード下）

上野から都心をつなぐ中央通りは、江戸時代に広小路として整備された街路であり、近年、「シンボルロードの整備」に伴い、電線類の地中化・街路整備などが行われています。今後は、上野恩賜公園から都心に向けた賑わいと風格のある景観づくりを進めます。

■ かつば橋本通り（特別区道台第 24 号線 北上野一丁目交差点～公園六区入口交差点）

かつば橋本通りは、かつての寛永寺と浅草寺を結ぶ将軍の御成道としての歴史性を背景に、現在は上野と浅草を結ぶ観光ルートとして必要な役割を担っています。商店街による“かつば”をモチーフとした特徴ある通りの景観づくりを活かしながら、今後はスカイツリーからの視線を意識した、浅草と上野を結ぶ重要な軸としての景観づくりを進めます。

■ 雷門通り（特別区道台第 78 号線 雷門一丁目交差点～吾妻橋交差点）

雷門通りはかつての浅草寺の広小路であり、沿道には雷門や神谷バーといった知名度の高い景観資源が点在するとともに、賑わいある商店街が形成されています。区を代表する歴史的・文化的景観資源を活かしながら、歩行者が楽しみながら回遊できる景観を形成します。



▲ 浅草通り



▲ 中央通り



▲ かつば橋本通り（七夕まつりの頃）



▲ 雷門通り

(3) 景観重要公共施設の景観形成の考え方

今後指定を検討する公共施設は、施設管理者の同意を得つつ整備方針等を定め順次指定します。

1) 景観重要都市公園

各公園毎の性格や周辺まち並みの特性、地区の歴史性等を読みとり、次の考え方のもと整備方針等を検討します。

【整備の基本的な考え方】

- ・地区の歴史性や各公園の性格、周辺の特性に応じて、風格と調和の取れた景観形成を進めます。
- ・豊かな植栽によって、都市の潤いを創出します。
- ・利用者の安全性と快適性を高めるために、ユニバーサルデザインに配慮した構造や仕上げとします。
- ・遊具施設や休憩施設、照明等の公園施設は周囲のまち並み景観と一体となった景観形成に配慮します。
- ・公園からの視界の広がりや、川への眺め等の保全に配慮します。
- ・維持管理のしやすい素材等を用いると共に、継続的に維持管理できる仕組みをつくります。

【占用許可の基準等の基本的な考え方】

- ・工作物などの設置のための占用許可にあたっては、周辺のまち並みや水辺等の自然環境との調和に配慮するとともに、景観形成基準への適合に配慮します。
- ・工作物は、主要な視点場等からの眺めを極力阻害しないものとします。

2) 景観重要道路

各道路毎の位置づけや沿道の特性、地区の歴史性等を読みとり、次の考え方のもと整備方針等を検討します。

【整備の基本的な考え方】

- ・地区の歴史性や各道路の位置づけ、道路沿道の特性に応じて、風格と調和の取れた景観形成を進めます。
- ・美しくゆとりのある景観、開放感のある道路空間を形成するため、電線類の地中化を進めます。
- ・緑のネットワークを強化、創出する景観軸となる道路では、街路樹等の整備と適切な維持・管理を進めます。
- ・交通安全施設や街路灯は景観に配慮したデザインとします。

【占用許可の基準等の基本的な考え方】

- ・工作物などの設置のための占用許可にあたっては、周辺のまち並みと調和するように、景観形成基準への適合に配慮します。

2. 公共施設の景観づくり

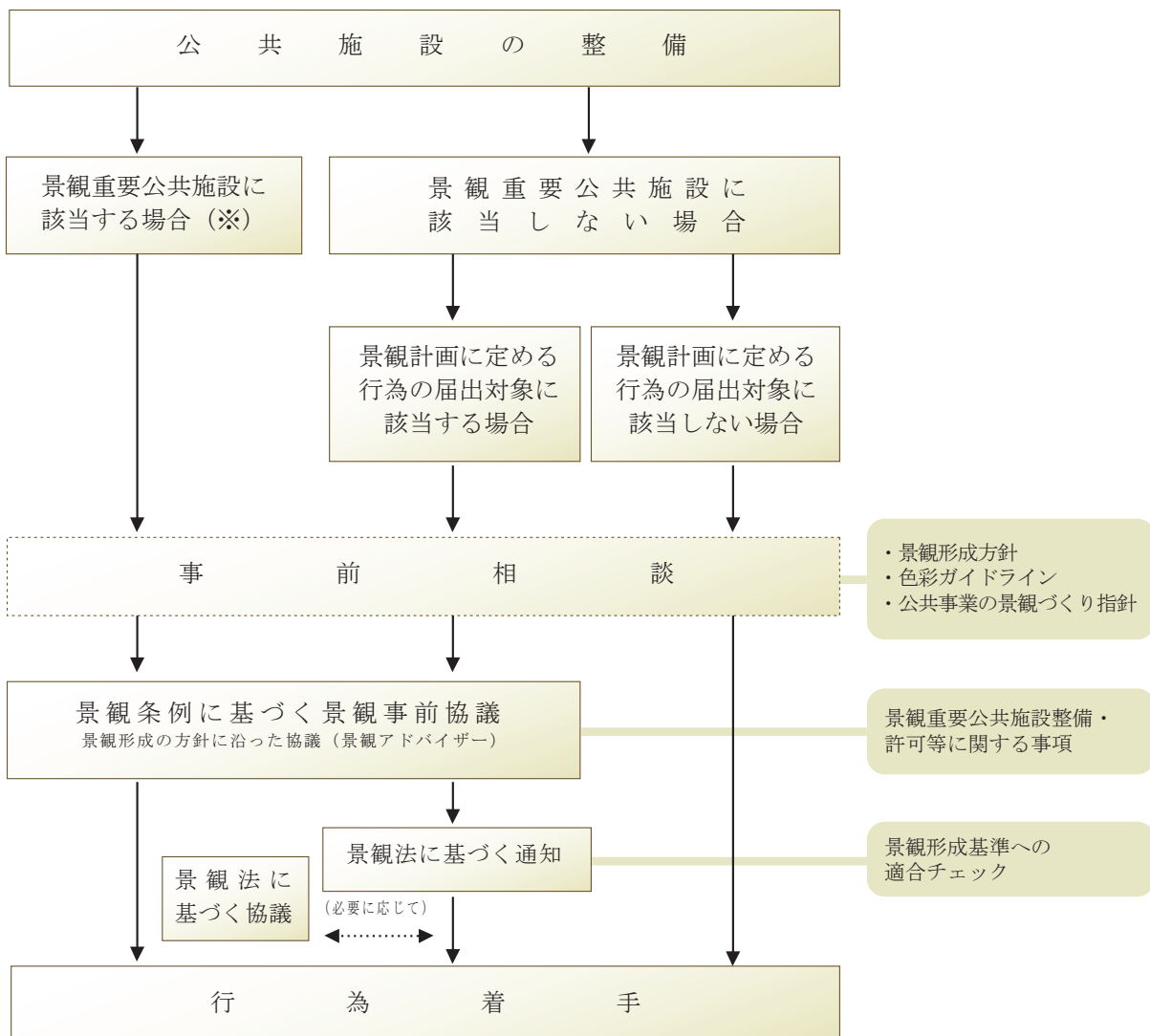
(1) 公共建築物等の「行為の事前通知制度」による協議・誘導

景観重要公共施設の対象とならない公共建築物等についても、行為制限の届出規模に該当する行為については、景観法第16条第5項に定める事前通知制度により、同条第6項に定める協議を行います。協議においては、景観形成基準に基づいて、公共施設が地域の景観形成の先導的役割を果たすものとして適切な誘導を図っていきます。

(2) 公共事業の景観づくり指針

公共建築物、道路、公園、橋りょう等の公共施設については、地域の景観に配慮した先導的な整備を行っていく必要があります。整備や維持管理について、景観配慮の先導的な役割を果たしていくための基本的な指針として、「公共事業の景観づくり指針」を別途定め、公共事業の先導的な景観づくりを図ります。

■公共施設の景観誘導の流れ



※ 景観重要公共施設のうち景観計画に定める届出対象に該当する場合は、対象規模のものとする。